

知的財産戦略専門調査会運営規則

平成14年3月14日
知的財産戦略専門調査会

(専門調査会の運営)

第1条 知的財産戦略専門調査会(以下「専門調査会」という。)の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び総合科学技術会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(会長)

第2条 会長は、専門調査会の事務を掌理する。

- 2 会長が専門調査会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

(委員の欠席)

第3条 専門調査会に属する議員又は専門委員(以下「専門調査会委員」という。)が専門調査会を欠席する場合は、代理人を専門調査会に出席させ、又は他の専門調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 専門調査会を欠席する専門調査会委員は、会長を通じて、当該専門調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 専門調査会は、専門調査会委員の過半数が出席しなければ、専門調査会を開くことはできない。

- 2 議事は、出席した専門調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

(審議内容等の公表等)

第5条 会長が適当と認めるときは、専門調査会を公開できるものとする。

- 2 専門調査会を公開しない場合は、会長又は会長の指名する者は、専門調査会の終了後、遅滞なく、記者会見等適当な方法により、当該専門調査会の審議の内容等を説明することとする。
- 3 会長は、専門調査会における審議の内容等を、議事録の公表その他適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 前項ただし書きの規定により審議の内容等を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門調査会に関し必要な事項は、会長が定める。